

氏名・（本籍） 石塚 創也（東京都）

学位の種類 博士（体育学）

報告番号 甲 第139号

学位授与年月日 2020（令和2）年3月20日

学位授与の要件 学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）

第4条第1項該当

論文題目 第11回オリンピック冬季競技大会（札幌大会）における恵庭岳滑降競技場建設  
問題に関する歴史学的研究

審査委員（主査） 來田 享子

菊池 秀夫

桜井 伸二

## 博士学位審査の経過報告

学位審査委員会

委員長・主査 來田 享子

副査 菊池 秀夫

副査 桜井 伸二

本学位審査委員会（2019年4月10日設置）は、石塚 創也氏から提出された博士学位請求論文「第11回オリンピック冬季競技大会（札幌大会）における恵庭岳滑降競技場建設問題に関する歴史学的研究」について下記のとおり審査したことを報告いたします。

### 記

2019年4月10日（水） 博士学位請求論文の受理、学位審査委員会の設置

2019年4月21日（金） 第1回学位審査委員会〈稟議〉（審査日程および本委員会運営方針の確認）

2019年6月4日（火） 第2回学位審査委員会〈稟議〉（問題点の整理）

2019年9月19日（木） 第3回学位審査委員会〈稟議〉（問題点についての質疑応答）

2019年10月7日（月） 第4回学位審査委員会〈稟議〉（論文の評価）

2019年11月19日(火) 第5回学位審査委員会(口述試験、論文の最終確認)  
2019年11月29日(金) 第6回学位審査委員会(稟議)(審査報告書の作成・確認)  
2019年12月11日(水) 博士課程委員会において審査結果の報告  
2019年12月19日(木)～2020年1月7日(火) 論文の公示  
2020年1月21日(火) 可否の判定、博士課程委員会

## 論文審査および最終試験の結果

### 1. 論文審査の結果

#### 1) 提出論文の構成

本論文の構成は次の通りである。

序論

本論

第1章 恵庭岳滑降競技場建設問題に関する新聞報道

第2章 札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会における議論

第3章 滑降競技場建設地の変更要請をめぐる問題

結論

補章 恵庭岳滑降競技場跡視察報告

#### 2) 提出論文の概要

オリンピック史研究においては、1972年第11回オリンピック冬季競技大会(以下、札幌大会)恵庭岳滑降競技場の建設と大会後の跡地の植林による復原の試みは、オリンピックと環境問題の起点と位置づけられている。この事例に関する先行研究では、①滑降競技場の建設過程において自然保護の観点での議論が存在したこと、②前記の議論では、滑降競技場を恵庭岳以外の場所に変更することも視野に入れられていたこと、③大会終了後、競技施設は撤去され、実際に跡地に植林が講じられ、明らかになってきた。しかし、一連の議論の詳細については、国際オリンピック委員会(以下、IOC)の関連文書を含む国内外の史料収集および分析を行う十分な余地がある。さらに、1972年第11回大会に立候補していたカナダのバンフで発生した類似問題との比較・考察も十分にはなされていない。2つの地域の事例には、招致段階と開催決定後という違いがあるものの、札幌大会をオリンピックと環境問題の起点として位置づけるためには、バンフの事例との比較考察は、不可欠であると考えられる。

以上から、本研究は、国内外の史料を収集・分析することにより、恵庭岳滑降競技場建設から復原に至る経緯の詳細を明らかにすることを目的とした。

この目的のために、本研究では3つの検討課題を設定した。第一は、恵庭岳滑降競技場建設問題に関する当時の新聞報道を悉皆的に検討することである。これにより、議論の全体像を概観するとともに、恵庭岳滑降競技場建設問題をめぐる当時の世論を明らかにした。第二に、自然環境保護を主張する立場にあった北海道自然保護協会(以下、自然保護協会)、および同協会と対峙・対話する立場にあった札幌大会組織委員会(以下、組織委員会)のそれぞれの会議記録を検討し、国内における議論の詳細を明らかにした。第三に、国内で発生した自然環境保護を主張する意見に対し、IOCがいかなる対応をとり、また国内スポー

ツ組織とどのような交渉を行ったのかについて、IOC 理事会および総会議事録や IOC 会長等と組織委員会が交わした往復文書から検討を行った。これらの検討を踏まえ、札幌とバンフにおける同種の事例が IOC でどのように取り扱われたのかという観点から比較し、オリンピックと環境問題の起点としての札幌大会の位置づけを再評価することをめざした。

第一の検討においては、従来、明らかにされていなかった経緯として、①競技場建設のみならず、これに付随する交通輸送道路の建設にも議論が及んでいたこと、②国内のスポーツ関連組織は競技場の存置を要望し、国際スキー連盟と大会組織委員会の間では滑降競技場のコースを延長する交渉がなされていたこと、を新たに明らかにした。これらと先行研究の成果から、当時の地方自治体、スポーツ関連組織、自然保護協会の三者には、大会開催によるスポーツ施設の充実や経済的利益の創出と自然環境保護という、対立的な価値をめぐる相克があった状況が浮き彫りになった。

第二の検討においては、①組織委員会と自然保護協会が直接的に交渉を行っただけでなく、地方自治体が仲介役となり、自然保護協会の意向を組織委員会に伝達する役割を担っていたこと、②組織委員会、自然保護協会、地方自治体という3つの組織のいずれにおける決定に対しても影響を与え得る人物が存在したことにより、各組織の意向の調整が可能になったこと、③競技施設に付随する周辺道路の建設に関する交渉では、自然保護協会の強い意向にもとづき中止となった計画があったこと、が明らかになった。

第三の検討では、自然保護協会の理事長であった人物が中心に行った IOC に対する滑降競技場建設地の変更要請に関し、① IOC 会長をはじめとする一部の IOC 関係者は、市民団体からの抗議が札幌での大会開催に悪影響を及ぼすことを懸念していた、②この懸念から、IOC 会長らは組織委員会に対し、抗議行動の沈静化を図るよう要請した、③ IOC 側の対応には、自然環境保護に向けた具体的方策を講じるような積極的な内容は含まれていなかった、ことが明らかになった。これらの対応は、IOC 会長と組織委員会会長・事務総長との往復書簡、すなわち内部文書に記されるに留まり、理事会や総会議事録等の公的記録には残されていなかった。

以上の検討結果を踏まえ、本研究では、以下を結論として提示した。札幌大会における恵庭岳滑降競技場を大会後に取り壊し、植林により自然環境を復原しようとする試みは、大会組織委員会、自然保護協会、地方自治体の三者が多様な意見の妥協点を探求した結果であった。大会の開催により都市が得るスポーツや経済面での利益と環境保護は、当時の関係者にとって対立する価値であった。それにもかかわらず妥協点が成立した背景には、地方自治体が組織間の対話を仲介する役割を果たしたことと、3つの組織のいずれにも影響力を持つ人物が存在したことがあった。

このような札幌における状況は、バンフにおいて市民からの類似の抗議と対峙した招致委員会がとった対応とは異なっていた。先行研究や検討した史料からは、バンフの招致委員会関係者が市民による抗議行動を少数意見であるとし、政府を後ろ盾にしながら圧殺するような姿勢を持っていたことが示されていた。IOC にとって、札幌、バンフの2都市で発生した議論は、いずれもオリンピック・ムーブメントの推進を脅かす敬遠すべき抗議行動であった。一方で、IOC が「オリンピックと環境問題」という観点で問題を捉えていたことをうかがわせる史料は存在しなかった。すなわち、1960年代後半から70年代にかけての IOC は、環境問題にはほとんど関心を寄せていなかった一方、民主的手続きによって大会が招致・開催されることには無関心ではなかったと結論づけることができた。

### 3) 提出論文の評価

札幌大会の恵庭岳滑降競技場は、今日的な表現をすれば大規模な仮設競技場を建設したものであった。これを大会後に取り壊し、元の自然に戻そうとする試みは、オリンピック史上初のものであった。そのた

め、オリンピックと環境問題に関する研究では、札幌が復原を試みた事実に言及するものが少なくないが、恵庭岳滑降競技場問題の詳細は未解明であった。

本論文を評価することができる第一の点は、新聞を用いて当時の世論を把握するとともに、関係した国内諸組織の記録、IOCにおける議論やIOCの内部史料等を多角的に収集・検討したことである。この方法により、従来の研究では明らかにされてこなかった歴史的事実を見出し、恵庭岳滑降競技場建設問題の全容解明の一端を担う成果を得ることに成功している。

第二の点は、大会後に復原がなされようとした事実のみを捉え、先行研究が1972年札幌大会を「オリンピックと環境問題の起点」と位置づけてきたことに疑義を持ち、再評価を行ったことである。恵庭岳滑降競技場の復原に関する従来の評価に対し、論文提出者が抱いた疑義は、あえて補章を設けたことから明瞭である。補章では、現時点で恵庭岳が競技場建設着工以前の状態に復原されたとはいえない状況にあり、今後の経過予測についても対立する見解が存在することが指摘されている。この指摘も含め、提出された論文は、「起点」の実相を歴史研究の方法論を用いて明らかにし、一定の結論を見出すに至っている。論文提出者は、恵庭岳滑降競技場の跡地の復原とは、札幌市の将来にとって相反する利益をめぐり、地方自治体、スポーツ関連組織、自然保護団体の三者が妥協点を見出した結果であったと結論づけた。さらに、当時のIOCがオリンピックに対する何らかの抗議活動には危機感を抱いても、環境問題それ自体には無関心であったことを明らかにした。

こうした結論は、従来「オリンピックと環境問題の起点」とされてきた出来事とは、オリンピック・ムーブメントが積極的に自然環境保護と向き合うようになったことを意味するわけではないことを明確にしたものである。この結論は、オリンピック史研究上の重要な意義を有しているといえる。また、1960～70年代のIOCが民主的手続きによって大会が開催されることには注意を払っていたとする本論文の指摘は、環境問題のみならず、様々な課題が噴出する近年のオリンピック大会の招致・開催に対し、重要な示唆を提示しているといえる。

しかしながら、本研究には若干の不足や問題点もある。そのひとつは、植林により恵庭岳を復原するという対策がいかなる根拠や議論によって見出され、その経費や具体的責任はどこが負うことになったのかについての史料を発掘するには至っていないことである。この観点からの史料発掘と分析は、本論文を発展させるとともに、恵庭岳滑降競技場の問題を後世に継承するためには不可欠である。また、IOCが市民の批判と対峙することになった人種差別問題や女性の参加問題など、オリンピック・ムーブメントにおける同時代の他の課題との関わりから、オリンピックと環境問題を俯瞰し、考察を深化させることも必要である。とはいえ、これらの不足や問題点は、本論文の価値を否定するほどのものではなく、今後の研究の発展に委ねられるところであろう。

本論文の学位審査委員会は、以上を慎重に検討した結果、本論文は博士学位論文として適格であるという結論に到達した。

#### 4) 提出論文と既刊論文との関係

本論文は、下記の学術誌に掲載された論文を中心に再構成され書かれたものである。

- (1) 石塚創也 (2015) 恵庭岳滑降競技場の建設と自然保護をめぐる議論：地方紙「北海道新聞」の検討を中心に．スキー研究、12：43-50（主として第1章を構成）
- (2) 石塚創也 (2014) 1972年第11回オリンピック冬季競技大会（札幌大会）の開催準備期における恵庭岳滑降競技場の建設と自然保護をめぐる議論：大会組織委員会議事録および北海道自然保護協会会報の検討を中心に．体育史研究、31：21-36（主として第2章を構成）

- (3) 石塚創也 (2015) 1972年第11回オリンピック冬季競技大会 (札幌大会) の開催準備期における滑降競技会場移転論争: IOC 理事会・総会議事録および IOC と大会組織委員会の往復文書の検討を中心に. 体育史研究、32: 13-26 (主として第3章を構成)
- (4) 石塚創也 (2014) 恵庭岳滑降競技場跡視察報告. 中京大学体育学論叢、55 (1): 89-95 (主として補章を構成)

## 2. 最終試験の結果

本論文の内容に関して、2019年11月19日に口頭にて最終試験を実施した。その内容は、歴史研究に関する方法論、史料評価や解釈の妥当性等の本研究に直接関わる内容に加え、オリンピック・ムーブメントやスポーツ史研究等の専門領域に関する知識と理解度、研究に対する論理的な展開能力などについてその学識と研究能力を確認しようとするものであった。その結果、これらの事項に関し十分な学識と研究能力とを有していると判定した。

## 3. 学力の確認

本論文の提出者は、本研究科博士課程において所定の単位を取得し、かつ本研究科の指導指針にのっとり、学会誌に筆頭著者として複数の原著論文を発表していることから、博士の学位を授与されるに値する学力を有すると確認した。

## 4. 結論

本学位審査委員会は、提出された博士学位請求論文が博士の学位を授与されるに値するものであり、かつ論文提出者はその専門分野における十分な学識と研究能力とを有するものであることを確認したので、博士 (体育学) の学位を授与するのに適格であると判定した。

以上